

漏れの点検期間延長申請書の記載上の留意事項

1 延長申請について

- (1) 地下貯蔵タンク（鋼製一重殻タンク）、二重殻タンク及び地下埋設配管（以下「地下貯蔵タンク等」という。）について、その所有者等に課せられている定期点検（法14条の3の2）のうち、漏れの点検（危規則第62条の5の2、第62条の5の3）についての点検期間を延長することができます。
- (2) 地下貯蔵タンク又は二重殻タンクと地下埋設配管を申請する場合は、それぞれ申請が必要です。
- (3) 危険物施設のうち、部分的に申請する場合は、地下貯蔵タンク等ごとに申請できます。
この場合は、当該申請に係る範囲を明示した図面等を添付してください。
- (4) 申請に当たっては、手数料は必要ありません。
- (5) 申請者は、当該申請に係る製造所等の設置者又は管理者のうち、当該申請を行うことが適当と認められる方が行ってください。
- (6) 残油処理のため、地下貯蔵タンク等から指定数量以上の危険物を抜き取る行為は、別途仮取扱承認を受ける必要があるので留意してください。
- (7) 添付書類（保安上支障がないことが確認できる書類）は、休止に伴う措置が適正に施されていることが確認できる理由書等としてください。

2 検査の実施

申請対象の地下貯蔵タンク等の内部清掃等の措置に係る検査を実施し、保安上支障がないかどうかを確認（危険物の除去及び可燃性蒸気の滞留がないこと。）してください。ただし、危険物製造所等使用休止届出書が事前に提出されている場合又は漏れの点検期間の再延長が申請された場合で、申請対象の地下貯蔵タンク等の内部清掃等の措置を既に確認しており、保安上支障がないと認められる場合は検査を省略することができます。

3 休止届との関係について

危険物施設を3箇月以上休止する場合は、危険物製造所等使用休止届出書も提出してください。

漏れの点検期間延長申請書は、次に示す記載要領に留意し、記入してください。

様式第42（第62条の5の2関係）

休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書

京都市長 殿		元号〇〇年〇月〇日	
申請者 ①		住所 京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇（電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	
氏名 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇			
設置者 ②	住所	京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇	電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	氏名	株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	
設置場所	③ 京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇		
製造所等の別	貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分	地下タンク貯蔵所
設置の許可年月日及び許可番号	元号〇〇年〇月〇〇日 京都市指令〇〇〇第〇〇号		
設置の完成検査年月日及び検査番号	④ 元号〇〇年〇月〇〇日 〇〇〇 第〇〇号		
タンクの種類 ⑤	鋼製一重殻タンク	対象となる地下貯蔵タンク又は二重殻タンク	10k1タンク1基（別紙のとおり） ⑥
当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの設置時の完成検査期日	元号〇〇年〇月〇〇日 ⑦		
危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための措置の有無	告示第71条第4項第1号イ又はロに掲げる措置 (有・無) 告示第71条第4項第2号に掲げる措置 ⑧ (有・無) 平成15年総務省令第143号附則第3項に掲げる措置 (有・無)		
直近の漏れの点検を行った年月日	元号〇〇年〇月〇〇日 ⑨		
期間延長後の漏れの点検予定期日	再開の日の前日 ⑩		
その他参考となる事項	ボイラーをガスボイラーに変更するために休止する。 ⑪		
※受付欄	備考		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所に所在地を記入すること。

3 告示は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）とすること。

4 ※印の欄は記入しないこと。

- ① 申請者の住所及び氏名を記入してください。
- ② 設置者の住所及び氏名を記入してください。
- ③ 設置場所を京都市から記入してください。
- ④ 危険物施設の設置の許可年月日及び許可番号並びに設置の完成検査年月日及び検査番号を記入してください。
- ⑤ 鋼製一重殻、SF二重殻等、タンクの種類を記入してください。
- ⑥ 申請の対象となる地下貯蔵タンクについて記入してください。(記入例「Ok 1タンク 1基」) また、複数の地下貯蔵タンクのうちの一部分について申請する場合は、別紙の平面図等で対象となるタンクを特定してください。(記入例「Ok 1タンク 1基 (別紙のとおり)」)
- ⑦ 申請対象となるタンクの設置時の完成検査期日を記入してください。
- ⑧ 危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための措置について、有又は無を○で囲んでください。

告示第71条第4項第1号イ又はロに掲げる措置

イ 次号に掲げる区画内に設けられた漏えい検査管により、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。

ロ 危険物の貯蔵又は取扱い数量の100分の1以上の精度で在庫管理を行い、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。

告示第71条第4項第2号に掲げる措置

タンク室その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンクに設けられていること。

平成15年総務省令第143号附則第3項に掲げる措置…次の1又は2の措置が施されていること。

- 1 既設の製造所等に設けられた漏えい検査管により1週間に1回以上危険物の漏れを確認するとともに、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に電気防食の措置が講じられており、又は地下貯蔵タンク及び地下埋設配管が設置される条件の下で腐食するおそれがないものであること。
- 2 既設の製造所等に設けられた漏えい検査管を用いるとともに、危険物の貯蔵又は取扱い数量の100分の1以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。この場合において、当該既設の製造所等の所有者、管理者又は占有者は、危険物の在庫管理に従事する者の職務及び組織に関する事、当該者に対する教育に関する事並びに在庫管理の方法及び危険物の漏れが確認された場合におけるべき措置に関する事その他必要な事項について計画を定め、市町村長等に届け出なければならない。

- ⑨ 直近の漏れの点検を行った年月日を記入してください。
 - ⑩ 当該申請により延長が認められた後の、漏れの点検予定期日を記入してください。
休止が長期にわたり、期日が不明の場合は、「再開の日の前日」と記入してください。
 - ⑪ 休止する場合は、理由を記入してください。再申請の場合は、その旨も記入してください。
- ※ 再開するときは、使用前に定期点検を実施する必要があります。

様式第43（第62条の5の3関係）

休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書

<p>京都市長 殿</p> <p>申請者 ①</p> <p>住所 京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇（電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）</p> <p>氏名 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇</p>		元号〇〇年〇月〇日		
		設置者 ②	住所	京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇
設置場所	③	京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇		
製造所等の別	貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分	地下タンク貯蔵所	
設置の許可年月日及び許可番号	④ 元号〇〇年〇月〇〇日 京都市指令〇〇〇第〇〇号			
設置の完成検査年月日及び検査番号	元号〇〇年〇月〇〇日 〇〇〇 第〇〇号			
対象となる地下埋設配管	⑤ 別紙のとおり			
当該地下埋設配管の設置時の完成検査期日	⑥ 元号〇〇年〇月〇〇日			
危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための措置の有無	告示第71条の2第3項第1号イ又はロに掲げる措置 (有・無) 告示第71条の2第3項第2号に掲げる措置 ⑦ (有・無) 平成15年総務省令第143号附則第3項に掲げる措置 (有・無)			
直近の漏れの点検を行った年月日	元号〇〇年〇月〇〇日 ⑧			
期間延長後の漏れの点検予定期日	再開の日の前日 ⑨			
その他参考となる事項	ボイラーをガスボイラーに変更するために休止する。 ⑩			
※受付欄	備考			

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所に所在地を記入すること。
- 3 告示は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）とすること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

- ① 申請時における設置者の住所及び氏名を記入してください。
- ② 設置者の住所及び氏名を記入してください。
- ③ 設置場所を京都市から記入してください。
- ④ 危険物施設の設置の許可年月日及び許可番号並びに設置の完成検査年月日及び検査番号を記入してください。
- ⑤ 「別図のとおり」と記入し、申請対象となる地下埋設配管を明示した図面を添付してください。
- ⑥ 申請対象となる地下埋設配管の設置時の完成検査期日を記入してください。
- ⑦ 危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための措置について有又は無を○で囲んでください。

告示第71条の2第3項第1号イ又はロに掲げる措置

イ 次号に掲げる区画内に設けられた漏えい検査管により、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。

ロ 危険物の貯蔵又は取扱い数量の100分の1以上の精度で在庫管理を行い、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。

告示第71条の2第3項第2号に掲げる措置

タンク室その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンクに設けられていること。

平成15年総務省令第143号附則第3項に掲げる措置…次の1又は2の措置が施されていること。

- 1 既設の製造所等に設けられた漏えい検査管により1週間に1回以上危険物の漏れを確認していると同時に、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に電気防食の措置が講じられており、又は地下貯蔵タンク及び地下埋設配管が設置される条件の下で腐食するおそれがないものであること。
- 2 既設の製造所等に設けられた漏えい検査管を用いるとともに、危険物の貯蔵又は取扱い数量の100分の1以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。この場合において、当該既設の製造所等の所有者、管理者又は占有者は、危険物の在庫管理に従事する者の職務及び組織に関すること、当該者に対する教育に関すること並びに在庫管理の方法及び危険物の漏れが確認された場合に取りべき措置に関することその他必要な事項について計画を定め、市町村長等に届け出なければならない。

- ⑧ 直近の漏れの点検を行った年月日を記入してください。
- ⑨ 当該申請により延長が認められた後の、漏れの点検予定期日を記入してください。
休止が長期にわたり、期日が不明の場合は、「再開の日の前日」と記入してください。
- ⑩ 休止する理由を記入してください。再申請の場合は、その旨も記入してください。